

給与支払報告 に係る給与所得者異動  
特別徴収

事由	退職
記入例番号	9-2
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、未納分の普通徴収納付書を受領し、本人が納付してから出国
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収

所在地		〒×××-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2										特別徴収義務者 指定番号	123456														
カブシキガイシャ マルバツショウジ		株式会社 ○×商事										宛名番号	001														
担当連絡先		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										所属	人事課 人事労務係														
氏名		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										氏名	特徴 花子														
電話		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										電話	××-××××-×××× 内線 ( )														
給与所得者	生年月日	昭和50年 1月 1日										特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法										
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																140,000円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	×× 年 8 月 31 日	1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入				
	受給者番号	123-456																						35,600円	104,400円	1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入
	1月1日 現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号																									
異動後の 住所	〇〇国に帰国										1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入															

給与支払報告書に記載した事業  
所内で従業員のかたを管理・特定  
するための番号を記入。  
特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税さ  
れるため、その住所を記入。転居しても、5月分まで  
の1年分を1月1日の住所地に納めます。

退職後に出国(帰国)される場合は、給  
与から差し引けなくなる未徴収税額を可能  
な限り一括徴収してください。  
徴収できない場合は、個人で納めていただ  
くことになります。

出国前に全額納付していただくか、本  
人の代わりに納税をしていただくために納  
税管理人の選任が必要になります。  
→「納税管理人申告書」は区のホームペ  
ージからダウンロードできます。

個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										新しい 月	徴収し、	
担当者連絡先	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
所属	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										1. 必要 2. 不要		
氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										右から 番号を 記入		

異動の事由が「7. その  
他」の場合は、理由を記  
入してください。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更す  
る場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)  
(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)  
(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑  
普通徴収税額

号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)